

適時開示に関する一考察

石 川 博 行

(証券アナリストジャーナル編集委員会委員)

1. はじめに

2022年12月27日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、DWG）は、岸田首相による所信表明演説（2021年10月8日）において言及された「四半期開示の見直し」に関する最終的な検討結果を報告した（注1）。その1カ月ほど前に報道された「四半期決算短信 任意に」という日本経済新聞（2022年11月24日夕刊）の記事に驚いた関係者は多かったのではなかろうか。金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する次のステップとして、突如、四半期決算短信を任意化し、適時開示に移行するという「将来的な方向性」が示された点がそれである。

四半期決算短信の任意化は、「今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、（中略）幅広い観点から継続的に検討」（DWG報告、4ページ）されることになっているが、その際のポイントは、期中に発生した、または決定された重要事実について、

①信頼性を確保しつつ、②適時に開示されるかである。①については、重要な適時開示事項について、虚偽記載に対して罰則を課することができる金融商品取引法に基づく臨時報告書の提出を求めることなどが検討される。では、②についてはどうか？

本稿の目的は、日本企業の適時開示の現状、および、とりわけ適時開示に消極的な企業の財務的な特徴を明らかにすることを通じて、②を検討する際の基礎資料を提供することである。

2. 四半期決算発表以外で業績予想修正を行わない企業が増えている

まず、日本企業の適時開示の現状を確認しよう。

図表1は、「日経NEEDS-Financial QUEST」（日本経済新聞社）の「業績予想（会社発表）決算実績履歴データベース」を用いて、当期の本決算予想の履歴数を集計した結果である。サンプルは、日本の全上場企業に対して本格的な四半期報告制度が導入された2009年3月期～20年3月期の連結データ、延べ32,043企業年である（注2）。

本稿で注目する「履歴数4回」（太字）は、前

（注1） DWGの審議経緯の詳細については、中野貴之「[2023]「四半期開示の任意化と適時開示の充実—「将来の開示規制モデル」の合理性の検討—」（『企業会計』75(5)、16～22ページ）を参照。